

【 検査 】

796 腰椎椎間板ヘルニアに対する動作分析検査の算定について

《令和8年3月31日》

○ 取扱い

腰椎椎間板ヘルニアに対するD250 平衡機能検査「5」動作分析検査の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

平衡機能検査の動作分析検査とは、動作分析装置や慣性センサーを用いて運動学的な分析を実施する検査である。

腰椎椎間板ヘルニアは神経根障害が主たる病変で下肢の筋力低下や感覚障害、疼痛をきたす疾患であり、運動失調や平衡障害を呈する疾患ではないことから、加重軸変化を臨床において検査する必要性はないと考える。

以上のことから、腰椎椎間板ヘルニアに対するD250 平衡機能検査「5」動作分析検査の算定は、原則として認められないと判断した。